

## 2020-5 税務・労務・法務情報

### 小規模事業者への給与補助金ガイドラインについて

COVID-19により都市封鎖が続いていますが、深刻な影響を受ける小規模事業者とその従業員に対する給与補助金支援策のガイドラインが、財務省、SSS、BIR共同通達(Joint Memorandum Circular No.001.2020)として発出されました。以下、ポイント概要を解説します。

#### (適用範囲)

1. 2020年3月1日現在の従業員で、都市封鎖により影響を受けた者
2. 各地域の最低賃金に基づき、P5,000~P8,000/月の2ヶ月分を支給する
3. 労働省制定のCAMP (Covid Adjustment Measures Program) の適用を受けた者も対象となるが、同制度から支給を受けた金額は控除される。

#### (定義)

1. 「従業員」とは、正社員、試用社員、季節採用、工事限り採用等全てを含む。
2. 「小規模事業者」とは、個人事業主、法人、組合等を含み、BIRの大規模納税者(Large Taxpayer) に指定されていない者

#### (雇用主の適格要件)

1. 小規模事業者で、都市封鎖により事業活動が規制された業種に従事する者
2. 2020年1月において、BIR登録があり、過去3年間未納税金のない者
3. 同日において、SSS加入で、過去3年間の未納保険料のない者

#### (従業員の適格要件)

都市封鎖により、雇用主が事業活動規制を受けた業種に従事する従業員が対象となる。

但し、以下の者を除く

- ・在宅勤務者
- ・都市封鎖期間中の休暇取得者
- ・SSSから失業保険金の支給を受ける者

#### (追加要件)

1. 雇用主は都市封鎖期間において、全従業員の雇用を継続すること
2. 従業員は、都市封鎖期間中に退職しないこと

#### (申請ガイドライン)

1. BIRは、納税者のデータベースにより、事前適格審査を行い、適格納税者にBIRウェブサイト (<https://www.bir.gov.ph/images/sbws/index.php>) を通じて通知する
2. 適格納税者は、SSSウェブサイト (<https://www.sss.gov.ph/>) を通じて申請書を提出

ジャパンデスク 清水 麻利

(英語・タガログ語⇄日本語翻訳業務担当)